

ENEOS ASSOC(一般) 会員規約

第1条 (本人会員および家族会員)

※JX日鉱日石エネルギー株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が認めた特定の職域団体（以下「団体」といいます。）に所属し、かつ団体を通じて当社系列の特約店、販売店または当社がこれらと同等の資格を有すと認めた者（以下「カード発行店」といいます。）に対してENEOS ASSOC（以下「カード」といいます。）の発行を申し込んだお客様の中から、当社が適格と認めたお客様を「本人会員」とします。

②当社は、本人会員が指定した本人会員の家族のうち、団体が認めたお客様を「家族会員」とします。

③本人会員および家族会員（以下総称して「会員」といいます。）は、この規約の全条項を承諾の上、カードを利用するものとし、この規約に基づく一切の債務につき連帯して責を負うものとします。

第2条 (カードの発行)

カードについては、会員から申込みを受けたカード発行店が、本人会員用として1枚、家族会員用として2枚まで発行します。なお、業務用として利用するカード（以下「業務用カード」といいます。）については、車両ごとに、本人会員用のカードを発行します。

②当社は、カード発行店からの依頼に基づき、カードを作成し、会員にカードを交付します。

③会員は、カードの所定欄に、会員の自筆署名を必ず記入していただきます。この場合、自筆署名のカードについては、その署名をした本人に限り利用することができます。また、業務用カードについては、カードの所定欄に団体名を必ず記入していただいた上で、利用することができます。

④会員は、カードを他人に貸与もしくは譲渡したり、または担保として差し入れることはできません。

第3条 (カードの利用)

会員は、全国のENEOS ASSOC加盟SS（以下「SS」といいます。）にカードを呈示し、商品の購入およびサービスの提供を受けることができます。その際、SSが発行した売上伝票の記載内容を確認し、売上伝票の所定の欄に署名し、売上伝票（控）をお受け取りください。なお、業務用カードについては、団体名の記入、カードを利用された方の署名を呈示した上で、売上伝票（控）をお受け取りください。

②会員は、セルフ式のSSで商品を購入し、またはサービスの提供を受けた場合、売上伝票への署名を省略することに同意した上で利用するものとします。

③第1項の定めにかかわらず、会員は当社が特に認めた商品に限り、SSと合意の上、カードの呈示および署名を省略し、商品の購入およびサービスの提供を受けることができます。

④前3項の場合においては、SSが売上伝票または売上データを当社に提出した時点で、当社が指定した商品（以下「指定商品」といいます。）についてはカード発行店が、また、指定商品以外の商品およびサービスについては、団体名の記入、カードを利用された方の署名を併書（以下「売掛金債権」といいます。）を取得します。

⑤カード利用による商品およびサービスの価格は、指定商品については、団体とカード発行店の間で定めた価格とし、また、指定商品以外の商品およびサービスについては、利用したSSが定めた価格とします。ただし、高速道路SSにおける指定商品については、利用した高速道路SSが定める価格とします。

⑥当社がカード1枚当たりの販売限度額または販売限度数量を定めたときは、会員はこれを超えて商品を購入すること、またはサービスの提供を受けることはできません。ただし、万一、会員がカードを利用して当該販売限度額または販売限度数量を超えて商品を購入し、またはサービスの提供を受けた場合には、会員は当該代金をお支払いいただきます。

⑦ガソリンおよび軽油以外の商品ならびにサービスに関する1回のカード利用総額は、20,000円未満の金額を限度とします。

⑧ガソリンおよび軽油については、SSにおいて会員が乗車している車両の燃料タンクへの給油のみカードをご利用いただけます。ただし、万一カードを利用したこれ以外の給油が行われた場合には、会員は当該代金をお支払いいただきます。

第4条 (債権譲渡の同意)

会員は、第3条第4項の定めに基づきカード発行店以外のSSが取得した売掛金債権を、当社が譲り受け、当社がその債権をカード発行店に譲り渡すことを予め承諾するものとします。

第5条 (お買い上げ代金の決済)

お買い上げ代金の決済について、会員はお買い上げ代金を団体にお支払いいただき、団体は会員から受け取ったお買い上げ代金をカード発行店にお支払いいただきます。

②お買い上げ代金のお支払い時期、方法等については、団体・カード発行店協議の上、別に定めます。

③当社は、カード発行店から売掛金債権について回収の委託を受けて、当社が指定する取納代行会社が当社発行の金融機関に会員が開設した預金口座から口座引き落としをすることにより回収を行う場合は、次の各号に定めたとおり行うものとします。

1. お買い上げ代金の決済に当たって、当社は領収書を、取扱金融機関は引落通知書をそれぞれ発行いたしません。

2. 当社は、毎月会員の売上伝票を集計し、翌月の取納代行会社指定日に、取納代行会社が会員の金融機関口座からお買い上げ代金を引き落とします。

3. 取納代行会社指定日に、お買い上げ代金の一部または全部をお支払いいただけない場合は、カード発行店がその月分のお支払額の全額について、団体または会員に通知いたします。この場合、団体または会員は、当社が通知した金額を団体を通じてカード発行店にお支払いいただきます。

第6条 (届出事項の変更)

会員が入会申込書により団体またはカード発行店に届け出た事項に変更が生じた場合、会員は、遅滞なく団体を通じてその旨をカード発行店に連絡し、所定の変更届により届出事項の変更手続を実施していただきます。

②前項に定める変更手続がなされていない場合の事故については、団体、カード発行店および当社は、一切責任を負いません。

第7条 (カードの有効期限と更新)

会員は、カード表面に記載された有効期限を超えてカードを利用することはできません。②カードの有効期間が満了する2カ月前までに、会員から団体を通じてカード発行店に対してこの規約に定める方法による解約の申し出がないときは、引き続き同一の条件でカード利用のご希望があったものとみなし、自動的に新カードを発行して会員にお届けします。また、その後も同様とします。ただし、団体が定める一定期間利用されていないカードについては、更新を認めない場合があります。

第8条 (カードの紛失・盗難)

会員は、カードを紛失したとき、または盗難に遭ったときは、直ちに団体、カード発行店および所轄警察署にその旨を連絡していただくとともに、所定の届出書により団体を通知してカード発行店および当社にご通知いただきます。

②カードの紛失・盗難により、カードが他人に使用された場合の損害は、会員負担となりますが、当社がカード発行店からの通知を受理した日の45日前から受理した日の30日後までの間に発生した会員の損害は、保険によって補てんされます。ただし、その補てん金額は、30万円を限度とし、別途保険会社と定めるところによるものとします。③前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、会員がカードの紛失・盗難による損害の全部を負担するものとし、会員は当社に一切の異議を申し立てないものとします。

1. 損害が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
 2. 会員の従業員、家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって利用された場合。
 3. 会員がこの規約の定めと違反している状況において、カードの紛失・盗難が生じた場合。
 4. カードの署名欄に署名がない状態で損害が発生した場合。
 5. 戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際にカードの紛失・盗難が生じた場合。
 6. 会員が当社または損害保険会社の請求する書類を提出しなかった場合、当社または損害保険会社が行う損害状況の調査に協力しなかった場合その他会員が当社または損害保険会社の指示に従わなかった場合、または損害の拡大防止・軽減のための努力をしなかった場合。
- ④会員が紛失・盗難されたカードを発見した場合、必ず当社に交付していただきます。

第9条 (善悪注意義務等)

「ENEOS ASSOC」は、クレジットカードです。会員は、カードの不正使用が発生しないよう、善良な管理者の注意をもってカードの管理にあたるものとします。なお、偽造カードが作成され、使用された場合は、会員は被害状況の調査等に協力するものとします。

第10条 (会員資格の喪失)

会員は、この規約の解約を希望する場合、団体を通じてカード発行店に申し出ることにより、いつでも解約することができます。

②当社、カード発行店または団体が、会員が団体に所属しなくなった、団体が解散した、団体とカード発行店が別途締結するカードに関する契約が終了した、カード発行店が営業を停止した、または会員がこの規約に違反した等の事由により、会員の資格を取り消さざるを得ない」と判断した場合、会員資格を取り消すものとします。

③会員が会員資格を喪失した場合、会員はカードを直ちに団体を通じてカード発行店に返却し、または会員自ら返却のうえ破棄していただきます。

④会員が会員資格を喪失した場合、その会員のお買い上げ代金のうち、未払いの代金の支払方法について、会員は責任をもって団体またはカード発行店と取り決めていただき、カード発行店にお支払いいただきます。

⑤会員は、会員資格を喪失した後であっても、カードがカード発行店に返却されないまたは会員自ら破棄されないうちにカードを利用した場合、その代金の支払いの責を負うものとします。

第11条 (損害賠償)

会員は、この規約に違反した場合、偽造カードの作成・使用について故意または過失がある場合等、会員の責により当社、カード発行店、団体または第三者に損害を発生させた場合、その損害について賠償の責を負うものとします。

第12条 (付則)

当社が他の会社にカードに関する権利義務を移譲したときは、当社と会員との一切の権利義務は、当該他の会社に継承されるものとします。

②カードの利用による商品またはサービスに関する紛争については、すべて会員とカード発行店または利用したSSとで解決していただくこととします。

③カード発行店がカードの取扱いを取り止める場合は、別のカード発行店による取引継続のご案内を差し上げることがあります。この場合において、カード発行店または当社は、会員の情報を当該別のカード発行店に提供することがあり、会員は予めこれに承諾するものとします。

第13条 (この規約に関する詳細)

この規約に関する詳細については、別途当社の定めるところによります。

第14条 (この規約の変更・追加)

当社は、この規約について、必要に応じて内容を変更し、または追加することができるものとします。この場合、当社から直接、またはカード発行店を通じて、変更・追加事項を会員に通知するものとし、その後、会員がカードを利用したときは、その変更・追加事項を承認したものと見なします。

第15条 (合意管轄)

この規約に関して会員と当社との間で紛争が生じたときの管轄裁判所については、これを東京地方裁判所とします。

個人情報の取扱いに関する同意条項

JX日鉱日石エネルギー株式会社

第1条 (個人情報の利用)

本人会員および家族会員（以下両者を「会員」といいます。）は、JX日鉱日石エネルギー株式会社（以下「当社」といいます。）が本申込に係る会員の個人情報を、次の目的のため、会員の所属する団体等の組織（以下「団体」という）と契約した当社の特約店または販売店（以下総称して「カード発行店」という）と共同して利用することに同意します。

1. カード入会情報・変更情報管理、ご利用実績・金額の集計・お知らせ等のため
 2. 自社の商品・サービスおよびフェア開催のご案内に関する宣伝物・印刷物等の送付のため
 3. 市場調査・商品開発・サービス向上を目的としたお客様向けアンケートのご依頼のため
- ※JX日鉱日石エネルギー株式会社の取扱商品・サービスは、JX日鉱日石エネルギーホームページをご覧ください。

ホームページ(URL) <http://www.noel.jx-group.co.jp/>

(2)前項に基づき当社とカード発行店が共同して利用する会員の個人情報は、次の各号に定める事項とします。

1. 氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・所属・社員番号等、所定の申込書等にご記入いただいた事項および申告いただいた事項
2. 本申込みに関する申込日・契約日など契約内容に関する事項
3. 本申込みに基づきご利用状況、取引履歴等

●利用者情報

名 称： JX日鉱日石エネルギー株式会社

住 所： 東京都千代田区大手町二丁目6番3号

※カード発行店の名称は、団体窓口にお問い合わせください。

第2条 (個人情報の提供)

会員は、当社が団体にに対し、前条第2項各号の個人情報を提供し、団体がこれを会員のカード利用状況等の把握、管理、回収、諸連絡等の業務のため、に利用することに同意します。

第3条 (個人情報の公的機関等への提供)

会員は、当社が法令に基づき提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員の個人情報を提供することに同意します。

第4条 (個人情報の開示・訂正・削除)

会員は、当社に対し第1条第2項各号に定める事項について、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示・訂正・削除するよう請求することができます。

(2)当社は前項に定めた開示の結果、万一、登録された個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、速やかに訂正または削除に応じるものとします。ただし、第1条第2項第1号に定める事項に変更があった場合で、会員が当社に対し登録内容の変更の届出を怠っていたために生じた相違については、会員は速やかに変更手続をとるものとします。開示・訂正・削除の要求については、第8条記載の窓口までご連絡ください。

第5条 (本同意条項に不同意の場合)

当社は会員が本契約の必要な記載事項（入会申込書表面で会員が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りすることがあります。

第6条 (利用・提供中止の申出)

会員から第1条および第2条により同意を得た範囲内で会員の個人情報を利用・提供していることに関し、中止の申出があった場合、当社はそれ以降の個人情報の利用・提供を中止する措置をとります。ただし、この場合はENEOS ASSOCシステムの運営に支障が生じるため、当社はENEOS ASSOCカーの会員資格を取り消すこととなります。中止の申出については、第8条記載の窓口までご連絡ください。

第7条 (個人情報の譲渡・引継ぎについて)

当社、団体またはカード発行店が合併、営業譲渡等の方法により事業を他事業者に承継させた場合、会員の個人情報は当該他事業者に承継されるものとします。

第8条 (お問合せ窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についてのお問合せや利用中止のお申し出に関しましては、下記迄お願いします。

＜ JX日鉱日石エネルギー株式会社＞

●ENEOSカードセンター 〒160-0023 東京都新宿区西新宿八丁目4番2号

電話番号 0570-090410

第9条 (条項の変更)

当社は、この規約につき、必要に応じて内容を変更し、または追加することができるものとします。この場合は、その都度、変更・追加事項を会員に通知します。

以上

以上